行政指導等にかかる文書の様式

様式０（浄化槽の維持管理に関する義務の周知）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

浄化槽の適正な維持管理の実施について

この文書は、浄化槽の維持管理が未実施の方に送付しています。

浄化槽は、トイレなどから発生する生活排水をきれいな水に処理して、側溝や河川等に放流する施設です。浄化槽の処理機能が低下すると、側溝や河川等が汚染されることにより、公衆衛生、生活環境の悪化を招くことに加え、日常生活の質や安全性を大きく損なう可能性があります。

このため、浄化槽を使用する者は、法令に基づき、適正な維持管理を定期的に行う義務があります。浄化槽の維持管理には、次の３つがあります。

①　保守点検

：浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業。

浄化槽の保守点検業者（別紙参照）に依頼してください。

（浄化槽法第８条、第10条第１項、浄化槽法施行規則第２条、第６条）

②　清掃

：浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、調整するとともに、槽内の機器類の洗浄、掃除等を行う作業。

市町村が許可する浄化槽清掃業者（別紙参照）に依頼してください。

（浄化槽法第９条、第10条第１項、浄化槽法施行規則第３条、第７条）

③　検査

：設置後の水質検査　処理機能をおおむね発揮した時点において行う水質に関する検査。

（浄化槽法第７条第１項）

：毎年１回行う水質に関する検査。

（浄化槽法第11条第１項）

都道府県知事が指定する指定検査機関（別紙参照）に依頼してください。

上記について、ご理解のうえ、浄化槽の維持管理を適正に実施していただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知と行き違いですでに維持管理を実施いただいている場合は何卒ご容赦ください。

様式１（法定検査未受検・生活環境の保全または公衆衛生にかかる指導・助言）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

浄化槽の適正な維持管理の実施について（指導・助言）

貴殿の所有する下記浄化槽は、以下の状態にあります。

|  |  |
| --- | --- |
| イ | 浄化槽法（昭和58年法律第43号）【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】を受けていません。この検査は、浄化槽の設置状況や機能を客観的に把握する手段として、○○県知事が指定する検査機関が実施し、これを受けることが義務付けられています。 |
| ロ | 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第１項に定める【保守点検　・清掃】が適正に行われておらず、生活環境の保全または公衆衛生上、改善の必要があると認められます。 |

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとってください。なお、この文書は浄化槽法

【イ．第７条の２第１項　・　第12条の２第１項　・　ロ．第12条第１項】

に基づく指導及び助言に該当します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．指導及び助言にかかる措置の内容

|  |  |
| --- | --- |
| イ | 同法【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】の受検◆○○県知事が指定する検査機関（措置を行うときの依頼先）○○県浄化槽検査センター連絡先：○○○○－○○－○○○○所在地：〒○○○－○○○○　　○○市××町×丁目×番地×号 |
| ロ | （何をどのようにするのか、具体的に記載） |

３．指導及び助言に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下により指導対象としています。

|  |  |
| --- | --- |
| イ | 同法第７条第１項【第11条第１項】に定める検査を浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第４条第１項【同条同項】に定める期間に受けていないこと。 |
| ロ | 以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。□　①　同法第７条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。□　②　近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。□　③　放流される水の水質が所期の性能を満足していない。□　④　保守点検が同法第10条第１項及び浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第６条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。□　⑤　清掃が同法第10条第１項及び同規則第７条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。□　⑥　その他（具体的に記載） |

４．指導及び助言の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

（参考；様式０、様式１、様式２、様式３、様式４、様式５関係）

◆イ（様式０、様式１、様式２、様式３）にかかる根拠法令の抜粋





◆ロ（様式０、様式１、様式４、様式５）にかかる根拠法令の抜粋

浄化槽法

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二　（省略）

　三　浄化槽の保守点検　浄化槽の点検，調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

　四　浄化槽の清掃　浄化槽内に生じた汚泥，スカム等の引出し，その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄，掃除等を行う作業をいう。

五～十二　（省略）

第10条　浄化槽管理者は，環境省令で定めるところにより，毎年１回（環境省令で定める場合にあつては，環境省令で定める回数），浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし，第11条の２第１項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については，この限りでない。

環境省関係浄化槽法施行規則

　（保守点検の回数の特例）

第６条　みなし浄化槽に関する法第10 条第１項の規定による保守点検の回数は，通常の使用状態において，次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。



２　浄化槽に関する法第10 条第１項の規定による保守点検の回数は，通常の使用状態において，次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。



３　環境大臣が定める浄化槽については，前２項の規定にかかわらず，環境大臣が定める回数とする。

４　法第11条の２第２項の規定による再開の届出に当たつて保守点検が行われたときは，前３項の規定の適用については，これを法第10条第１項に基づく保守点検とみなす。

５　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は，前４項の規定にかかわらず，必要に応じて行うものとする。

　（清掃の回数の特例）

第７条　法第10 条第１項の規定による清掃の回数は，全ばつ気方式の浄化槽にあつては，おおむね６月ごとに１回以上とする。

様式２（法定検査未受検にかかる勧告）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

勧　　　告　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】を受けていないため、○○年○月○日付け○○第○○号により、検査を受けるよう指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、同法【第７条の２第２項　・　第12条の２第２項】に基づき勧告します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．勧告にかかる措置の内容

同法第７条第１項≪第11条第１項≫に定める検査の受検

３．勧告に至った事由

上記１に示す浄化槽について、同法【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】を【浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第４条第１項　・　同法第11条第１項】に定める期間に受けていないこと。

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限 　　　○○年○月○日

６．勧告にかかる措置を行うときの依頼先

○○県浄化槽検査センター≪当該地域の指定検査機関の名称≫

連絡先：○○○○－○○－○○○○

所在地：〒○○○－○○○○　　○○市××町×丁目×番地×号

・上記２に示す措置をとれない正当な理由がある場合は、その旨を上記５の期限までに上記４に示す者まで連絡すること。

・上記５の期限までに正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、同法第７条の２第３項≪第12条の２第３項≫の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式３（法定検査未受検にかかる命令）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

命　　　令　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】を受けていないため、○○年○月○日付け○○第○○号により、検査を受けるよう勧告するとともに、同法【第７条の２第３項　・　第12条の２第３項】の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされていないとともに、当該勧告に示した期限までに理由の連絡がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．措置の内容

同法【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】に定める検査の受検

３．命ずるに至った事由

上記１に示す浄化槽について、同法【第７条第１項に定める設置後の水質検査　・　第11条第１項に定める毎年１回の水質検査】を【浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第４条第１項　・　同法第11条第１項】に定める期間に受けていないこと。

４．命令の責任者　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限　　　○○年○月○日

６．命令にかかる措置を行うときの依頼先

○○県浄化槽検査センター≪当該地域の指定検査機関の名称≫

連絡先：○○○○－○○－○○○○

所在地：〒○○○－○○○○　　○○市××町×丁目×番地×号

・本命令に違反した場合は、同法第66条の２の規定に基づき、３０万円以下の過料に処せられます。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第２条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第４条第１号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年６月13日）から起算して２年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過するまで（新法第18条第１項）となる。

様式４（生活環境の保全または公衆衛生にかかる勧告）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

勧　　　告　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、○○年○月○日付け○○第○○号により、適正な保守点検または清掃を行うよう指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、浄化槽法（昭和58年法律第43号）法第12条第１項に基づき勧告します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．勧告にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．勧告に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

□　①　同法第７条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。

□　②　近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。

□　③　放流される水の水質が所期の性能を満足していない。

□　④　保守点検が同法第10条第１項及び浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第６条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑤　清掃が同法第10条第１項及び同規則第７条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑥　その他（具体的に記載）

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限 　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・上記５の期限までに上記２に示す措置をとらなかった場合は、同法第12条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式５（生活環境の保全または公衆衛生にかかる勧告［２回目］）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

勧　　　告　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、○○年○月○日付け○○第○○号により、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条第１項に基づき改善するよう勧告しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされた旨の報告が行われていません。

ついては、速やかに改善を完了するとともに、改善の完了後は同法53条第１項に基づき、○○年○月○日までに報告してください。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．勧告にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．勧告に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

□　①　同法第７条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。

□　②　近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。

□　③　放流される水の水質が所期の性能を満足していない。

□　④　保守点検が同法第10条第１項及び浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第６条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑤　清掃が同法第10条第１項及び同規則第７条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑥　その他（具体的に記載）

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限 　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・上記５の期限までに正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、同法第12条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式６（生活環境の保全または公衆衛生にかかる報告）

○○年○月○日

○○県知事

○○　○○　殿

○○　○○

報　　　告　　　書

○○年○月○日付け○○第○○号において、下記浄化槽の保守点検または清掃にかかる改善についての勧告があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第１項に基づき報告します。

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．改善を完了した状況

（何をどのようにしたのか、具体的に記載）

３．改善を完了したことを証する書類

（改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは契約書の写し等を添付）

様式７（保守点検・清掃の技術上の基準の実施にかかる改善命令）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

命　　　令　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第８条または第９条に従い、適正な保守点検または清掃が行われていないため、同法第12条第２項に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．命ずるに至った事由

上記１に示す浄化槽の

□　保守点検において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第２条第○号

□　清掃において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第３条第○号

が未実施であること。

４．命令の責任者　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・本命令に違反した場合は、同法第62条の規定に基づき、懲役６か月または１００万円以下の罰金に処せられます。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第２条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第４条第１号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年６月13日）から起算して２年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過するまで（新法第18条第１項）となる。

様式８（保守点検・清掃の技術上の基準の実施にかかる使用停止命令）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

命　　　令　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第８条または第９条に従い、適正な保守点検または清掃が行われていないため、同法第12条第２項に基づき、下記のとおり使用の停止を命令します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．使用停止の期間

○○年○月○日～○○年○月○日

３．命ずるに至った事由

上記１に示す浄化槽の

□　保守点検において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第２条第○号

□　清掃において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第３条第○号

が未実施であること。

４．命令の責任者　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

・本命令に違反した場合は、同法第62条の規定に基づき、懲役６か月または１００万円以下の罰金に処せられます。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第２条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第４条第１号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年６月13日）から起算して２年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過するまで（新法第18条第１項）となる。

（参考；様式０、様式７、様式８関係）

環境省関係浄化槽法施行規則

　（保守点検の技術上の基準）

第２条　法第４条第７項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は，次のとおりとする。

　一　浄化槽の正常な機能を維持するため，次に掲げる事項を点検すること。

　　イ　第１条の準則の遵守の状況

　　ロ　流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況

　　ハ　槽の水平の保持の状況

　　ニ　流入管きよにおけるし尿，雑排水等の流れ方の状況

　　ホ　単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況

　　ヘ　スカムの生成，汚泥等の堆積，スクリーンの目づまり，生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況

二　流入管きよ，インバート升，移流管，移流口，越流ぜき，流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし，並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。

三　流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては，ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い，汚水を安定して移送できるようにすること。

四　ばつ気装置及びかくはん装置にあつては，散気装置が目づまりしないようにし，又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。

五　駆動装置及びポンプ設備にあつては，常時又は一定の時間ごとに，作動するようにすること。

六　嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては，死水域が生じないようにし，及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。

七　接触ばつ気室又は接触ばつ気槽，硝化用接触槽，脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては，溶存酸素量が適正に保持されるようにし，及び死水域が生じないようにすること。

八　ばつ気タンク，ばつ気室又はばつ気槽，流路，硝化槽及び脱窒槽にあつては，溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。

九　散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては，ろ床に均等な散水が行われ，及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。

十　平面酸化型二次処理装置にあつては，流水部に均等に流水するようにし，及び流水部に異物等が付着しないようにすること。

十一　汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては，適正に作動するようにすること。

十二　砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては，通水量が適正に保持され，及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。

十三　汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては，適正に作動するようにすること。

十四　吸着剤，凝集剤，水素イオン濃度調整剤，水素供与体その他の薬剤を使用する場合には，その供給量を適度に調整すること。

十五　悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし，及び蚊，はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。

十六　放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は，環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。

十七　水量又は水質を測定し，若しくは記録する機器にあつては，適正に作動するようにすること。

十八　前各号のほか，浄化槽の正常な機能を維持するため，必要な措置を講じること。

環境省関係浄化槽法施行規則

　（清掃の技術上の基準）

第３条　法律第４条第８項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は，次のとおりとする。

一　多室型，二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置，沈殿分離タンク又は沈殿分離室，多室型又は変型多室型腐敗室，単純ばつ気型二次処理装置，別置型沈殿室，汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥，スカム，中間水等の引き出しは，全量とすること。

二　汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥，スカム等の引き出しは，脱離液を流量調整槽，脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。

三　嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥，スカム等の引き出しは，第一室にあつては全量とし，第一室以外の室にあつては適正量とすること。

四　二階タンク，沈殿分離槽，流量調整タンク又は流量調整槽，中間流量調整槽，汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽，回転板接触槽，凝集槽，汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池，重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク，消毒室又は消毒槽の汚泥，スカム等の引き出しは，適正量とすること。

五　汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク，流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは，張り水後のばつ気タンク，流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。

六　第一号から第五号までの規定にかかわらず，使用の休止に当たつて清掃をする場合には，汚泥，スカム，中間水等の引き出しは全量とすること。

七　前各号に規定する引き出しの後，必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄，掃除等を行うこと。

八　散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては，ろ床の生物膜の機能を阻害しないように，付着物を引き出し，洗浄すること。

九　地下砂ろ過型二次処理装置にあつては，ろ層を洗浄すること。

十　流入管きよ，インバート升，スクリーン，排砂槽，移流管，移流口，越流ぜき，散気装置，機械かくはん装置，流出口及び放流管きよにあつては，付着物，沈殿物等を引き出し，洗浄，掃除等を行うこと。

十一　槽内の洗浄に使用した水は，引き出すこと。ただし，使用の休止に当たつて清掃をする場合を除き，嫌気ろ床槽，脱窒ろ床槽，消毒タンク，消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は，一次処理装置，二階タンク，腐敗室又は沈殿分離タンク，沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

十二　単純ばつ気型二次処理装置，流路，ばつ気室，汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク，汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽，回転板接触槽，凝集槽，汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には，水道水等を使用すること。

十三　使用の休止に当たつて清掃をする場合には，一次処理装置，二階タンク，腐敗室又は沈殿分離タンク，沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には，水道水等を使用すること。

　十四　引き出し後の汚泥，スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。

　十五　前各号のほか，浄化槽の正常な機能を維持するため，必要な措置を講じること。

様式９（保守点検・清掃の技術上の基準の実施にかかる報告）

○○年○月○日

○○県知事

○○　○○　殿

○○　○○

報　　　告　　　書

○○年○月○日付け○○第○○号において、下記浄化槽の保守点検または清掃にかかる改善についての命令があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第１項に基づき報告します。

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．改善を完了した状況

上記１に示す浄化槽の

□　保守点検において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第２条第○号

□　清掃において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第３条第○号

を実施。

３．改善を完了したことを証する書類

（改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは契約書の写し等を添付）

様式10（生活環境の保全または公衆衛生にかかる指導・助言；保守点検業者・清掃業者・技術管理者用）

○○第○○号

○○年○月○日

○○○○○○社

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

浄化槽の適正な維持管理の実施について（指導・助言）

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われておらず、生活環境の保全または公衆衛生上、改善の必要があると認められます。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとってください。なお、この文書は浄化槽法第12条第１項に基づく指導及び助言に該当します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○様

２．指導及び助言にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．指導及び助言に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

□　①　同法第７条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。

□　②　近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。

□　③　放流される水の水質が所期の性能を満足していない。

□　④　保守点検が同法第10条第１項及び浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第６条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑤　清掃が同法第10条第１項及び同規則第７条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑥　その他（具体的に記載）

４．指導及び助言の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

様式11（生活環境の保全または公衆衛生にかかる勧告；保守点検業者・清掃業者・技術管理者用）

○○第○○号

○○年○月○日

○○○○○○社

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

勧　　　告　　　書

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、○○年○月○日付け○○第○○号により、適正な保守点検または清掃を行うよう指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、浄化槽法（昭和58年法律第43号）法第12条第１項に基づき勧告します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○様

２．勧告にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．勧告に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

□　①　同法第７条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。

□　②　近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。

□　③　放流される水の水質が所期の性能を満足していない。

□　④　保守点検が同法第10条第１項及び浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第６条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑤　清掃が同法第10条第１項及び同規則第７条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

□　⑥　その他（具体的に記載）

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限 　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・上記５の期限までに上記２に示す措置をとらなかった場合は、同法第12条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式12（生活環境の保全または公衆衛生にかかる勧告；保守点検業者・清掃業者・技術管理者用［２回目］）

○○第○○号

○○年○月○日

○○○○○○社

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

勧　　　告　　　書

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、○○年○月○日付け○○第○○号により、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条第１項に基づき改善するよう勧告しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされた旨の報告が行われていません。

ついては、速やかに改善を完了するとともに、改善の完了後は同法53条第１項に基づき、○○年○月○日までに報告してください。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．勧告にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．勧告に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

①　同法第７条または第11条に定める検査の総合判定が不適正である。

②　近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。

③　放流される水の水質が所期の性能を満足していない。

④　保守点検が同法第10条第１項及び浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第６条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

⑤　清掃が同法第10条第１項及び同規則第７条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。

⑥　その他（具体的に記載）

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限 　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・上記５の期限までに正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、同法第12条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式13（保守点検・清掃の技術上の基準の実施にかかる命令；保守点検業者・清掃業者・技術管理者用）

○○第○○号

○○年○月○日

○○○○○○社

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

命　　　令　　　書

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第８条または第９条に従い、適正な保守点検または清掃が行われていないため、同法第12条第２項に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．命ずるに至った事由

上記１に示す浄化槽の

□　保守点検において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第２条第○号

□　清掃において、

浄化槽法施行規則（昭和59年３月30日　厚生省令第17号）第３条第○号

が未実施であること。

４．命令の責任者　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・本命令に違反した場合は、同法第62条の規定に基づき、懲役６か月または１００万円以下の罰金に処せられます。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第２条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第４条第１号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年６月13日）から起算して２年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過するまで（新法第18条第１項）となる。

様式14（特定既存単独処理浄化槽にかかる指導・助言）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

特定既存単独処理浄化槽の判定について

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）附則第11条第１項に定める「特定既存単独処理浄化槽」に該当すると認められました。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとってください、なお、この文書は同法附則第11条第１項に基づく指導及び助言に該当します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．指導及び助言にかかる措置の内容

　□　上記１に示す浄化槽の除却

（合併処理浄化槽への転換　・　下水道への接続　・　集落排水への接続）

　□　上記１に示す浄化槽の補修

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

　□　上記１に示す浄化槽の付帯設備の交換

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．指導及び助言に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、改善の必要があると認められる。

□　①　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

□　②　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

□　③　適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

□　④　その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

様式15（特定既存単独処理浄化槽にかかる勧告）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

勧　　　告　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）附則第11条第１項に定める「特定既存単独処理浄化槽」に該当すると認められたため、○○年○月○日付け○○第○○号により、対策を講じるよう指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、同法附則第11条第２項に基づき勧告します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．勧告にかかる措置の内容

　□　上記１に示す浄化槽の除却

（合併処理浄化槽への転換　・　下水道への接続　・　集落排水への接続）

　□　上記１に示す浄化槽の補修

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

　□　上記１に示す浄化槽の付帯設備の交換

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．勧告に至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、改善の必要があると認められる。

□　①　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

□　②　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

□　③　適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

□　④　その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

４．勧告の責任者 　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限 　　　○○年○月○日

・上記２に示す措置をとれない正当な理由がある場合は、その旨を上記５の期限までに上記４に示す者まで連絡すること。

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・上記５の期限までに正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、同法附則第11条第３項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式16（特定既存単独処理浄化槽にかかる命令）

○○第○○号

○○年○月○日

○○　○○　殿

○○県知事

○○　○○

（公印省略）

（担当　○○部○○課）

命　　　令　　　書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）附則第11条第１項に定める「特定既存単独処理浄化槽」に該当すると認められたため、○○年○月○日付け○○第○○号により、対策を講じるよう勧告するとともに、同法附則第11条第３項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされていないとともに、当該勧告に示した期限までに理由の連絡がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．措置の内容

　□　上記１に示す浄化槽の除却

（合併処理浄化槽への転換　・　下水道への接続　・　集落排水への接続）

　□　上記１に示す浄化槽の補修

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

　□　上記１に示す浄化槽の付帯設備の交換

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

３．命ずるに至った事由

上記１に示す浄化槽について、以下の状態にあり、改善の必要があると認められる。

□　①　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

□　②　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

□　③　適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

□　④　その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

４．命令の責任者　　○○県○○部○○課長　○○　○○

連絡先：○○○○－○○－○○○○

５．措置の期限　　　○○年○月○日

・上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

・本命令に違反した場合は、同法附則第11条第５項の規定に基づき、３０万円以下の罰金に処せられます。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第２条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第４条第１号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年６月13日）から起算して２年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過するまで（新法第18条第１項）となる。様式17（特定既存単独処理浄化槽にかかる勧告または命令に対する報告）

○○年○月○日

○○県知事

○○　○○　殿

○○　○○

報　　　告　　　書

○○年○月○日付け○○第○○号において、下記の特定既存単独処理浄化槽に対する措置についての【勧告　・　命令】があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第１項に基づき報告します。

１．対象となる浄化槽

所在地：　　　　 ○○市××町×丁目×番地×号

用　途：　　　 住宅

浄化槽管理者の住所及び氏名：○○市○○町○丁目○番地○号　○○　○○

２．改善を完了した状況

（何をどのようにしたのか、具体的に記載）

３．改善を完了したことを証する書類

（改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは法定検査の結果書の写し等を添付）